

平成 16 年 6 月 25 日
総 務 省

行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況調査の結果

第 1 調査の趣旨等

1 調査の趣旨

「行政機関による法令適用事前確認手続」は、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表するものである。

この手続については、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定。別添資料 3 参照）において、その指針（以下「閣議決定指針」という。）を定めている。

この調査は、i）閣議決定指針において、「本手続が適切に実施されるよう、総務省は各府省における実施状況をフォローアップし、公表する」こととされていること、ii）「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）においても、「同手続が適切に実施されるよう、総務省はその実施状況をフォローアップし、公表する」こととされていることを踏まえ、実施したものである。

2 主な調査項目

- (1) 法令適用事前確認手続による照会・回答内容の公表状況
- (2) 細則、対象法令の見直し状況
- (3) 手続に係る国民・事業者への周知等の実施状況

第2 調査結果

1 照会・回答内容の公表状況

平成15年度中に、法令適用事前確認手続の対象として国民等から照会があり、各府省が回答及びその公表を行った案件は、1委員会4省庁で計20件（14年度比6件増）となっている（各照会・回答内容等の詳細については別添資料1参照）。

閣議決定指針においては、「各府省は、原則として、照会者からの照会書が照会窓口に到達してから30日以内（具体的回答期間は、各府省が細則で定める。）に、照会者に対する回答を行うものとする。」とされているが、上記20件について、照会から回答までの期間（補正に要した日数を除く。）をみると、別表（5～6ページ参照）のとおり、14件（70%）が30日以内となっており、残りの6件は、回答に当たり慎重な判断を行う必要があった等として、回答期間を延長している。

また、公表時期については、同指針により「照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから30日以内に公表するものとする。」とされているが、上記20件について、回答から公表までの期間をみると、別表のとおり、18件（90%）が30日以内となっており、残りの2件は、照会者から公表時期を延期してほしいとの申出があったことを理由に、公表時期を延期している。

2 細則、対象法令の見直し状況

各府省は、閣議決定指針により、法令適用事前確認手続の具体的実施方法等について、細則を定めるとともに、同手続の対象法令（条項）を確定し、公表することとされている。

今回、各府省における細則、対象法令の見直し状況（平成15年度中に措置したもの）を調査した結果は、表1のとおりである。

表 1 細則、対象法令の見直し状況

府省名	細則、対象法令の見直し状況
公正取引委員会	下請法の改正により、ソフトウェアやテレビ番組等の情報成果物の作成委託や運送やビルメンテナンス等の役務の提供委託に係る下請取引が下請法の対象に追加されたことを踏まえ、対象法令の見直しを実施。
金融庁	対日投資促進プログラムにおいて、①回答からその公開までの期間を延期する要望について「合理的な理由がある場合には受け入れる」こと、②「延期のための具体的な手続」を細則において規定することを求めていることを踏まえ、以下の点について細則を改正。 ① 照会者の公開の延期を希望する理由が合理的であると認められる場合には、公開の延期を認める。 ② 延期のための具体的手続として、公開延期を希望する理由及び公開可能とする時期を照会書に付記することを求める。
総務省	民間事業者による信書の送達に関する法律等の施行により、新たに本手続の対象となる条項等が生じたため、当該条項を追加等するなど対象法令の見直しを実施。
法務省	社債等の振替に関する法律の改正により対象条項の追加等があったため、手続規則別表に定める対象法令（条項）の一部を改正。 また、構造改革特別区域法第 21 条及び第 22 条を対象条項として手続規則別表に追加。

(注) 平成 15 年度に細則、対象法令の見直しを行わなかった府省は掲上していない。

なお、閣議決定指針において定める対象法令の分野については、「行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）により、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野に係る法令」から「民間企業等の事業活動に係る法令」に拡大している。

3 手続に係る国民・事業者への周知等の実施状況

法令適用事前確認手続について、各府省における国民・事業者への周知等の実施状況を調査した結果は、表2のとおりであり、手続を導入している省庁はすべて、ホームページでの周知を実施している。

また、照会者の利便向上に係る措置としては、照会様式をホームページからダウンロード可能としている例などがみられた。

表2 手続に係る国民・事業者への周知等の実施状況

府省名	ホームページでの周知	広報誌での周知	照会者の利便向上に係る措置
公正取引委員会	○	○	○(照会様式をホームページからダウンロード可能としている。)
警察庁	○	×	○(所管課及びメールアドレスをホームページに掲載し、照会様式をホームページからダウンロード可能にしている。)
金融庁	○	×	○(本手続の対象となる法令、条項、その所管課室及び所管課室のメールアドレスをホームページに掲載している。)
総務省	○	○	○(本手続の対象となる法令、条項、その所管課室及び所管課室のメールアドレスをホームページに掲載している。)
法務省	○	×	○(照会様式その他手続の根拠となる閣議決定、手続細則、対象法令についてリンクを貼り、ホームページからダウンロードを可能にしている。)
文部科学省	○	×	○(照会様式をホームページからダウンロード可能にしている。また、対象法令の所管課室及びメールアドレスをホームページに掲載している。)
厚生労働省	○	×	○(照会様式をホームページからダウンロード可能にしている。また、対象法令の所管課室及びメールアドレスをホームページに掲載している。)
農林水産省	○	×	○(照会様式をホームページからダウンロード可能としている。)
経済産業省	○	○	○(照会様式、手続細則、対象法令、条項、その所管課室及び所管課室のメールアドレスをホームページに掲載している。)
国土交通省	○	×	○(照会様式等をホームページからダウンロード可能にしている。)
環境省	○	×	○(本手続の対象となる法令、条項、その所管課室及び所管課室のメールアドレスをホームページに掲載している。)

○ 資料 1 法令適用事前確認手続 照会・回答事例

公正取引委員会	1
金融庁	5
法務省	11
厚生労働省	12
国土交通省	14

○ 資料 2 行政機関による法令適用事前確認手続の概要 (略)

○ 資料 3 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」.. (略)
(平成 13 年 3 月 27 日閣議決定)

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年1月7日

2 回答年月日

平成15年2月6日

照会から回答までの期間30日間

(うち補正に要した期間 0日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年5月6日

回答から公表までの期間89日間

4 照会内容の概要

サントリー株式会社（以下「サントリー」という。）は、酒類・食品の製造販売を業としている。

サントリーは、コンビニエンスストアチェーンA（以下「A店」という。）で販売されている飲料B（通常販売価格350円）のクーポン券を雑誌に掲載し、同クーポン券をA店に持参した者を対象に飲料Bを提供するという、同社とA店との共同企画を考えており、同クーポン券の態様として以下のケースを想定している。

(1)「無料引換券」とし、これをA店に持参した者全員に飲料Bを提供する。

(2)「120円引券」とし、これをA店に持参した者全員に飲料Bを120円値引きする。

(3)「見本引換券」とし、これをA店に持参した者全員に飲料Bを提供する。なお、飲料Bは容量が一種類のみのため最小容量のものであるが、飲料B自体に試供品である旨は表示しない。

このような企画はそれぞれ、景品表示法上問題がないか。

5 回答内容の概要

(1)「無料引換券」とし、これをA店に持参した者全員に飲料Bを提供する場合

本件企画における景品類の価額は、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年3月1日公正取引委員会告示第5号）（以下「消費者制限告示」という。）に定められた規制を超えることとなり、景品表示法上問題がある。

(2)「120円引券」とし、これをA店に持参した者全員に飲料Bを120円値引きする場合

本件企画は、消費者制限告示の適用が除外されるので、景品表示法上問題がない。

(3)「見本引換券」とし、A店に持参した者全員に飲料Bを提供する場合。なお、飲料Bは容量が一種類のみのため最小容量のものであるが、飲料B自体に試供品である旨は表示しない場合

本件企画における景品類の価額は、消費者制限告示に定められた規制を超えることとなり、景品表示法上問題がある。

6 担当局課名

取引部消費者取引課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年7月18日

2 回答年月日

平成15年9月30日

照会から回答までの期間74日間

(うち補正に要した期間49日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年9月30日

回答から公表までの期間0日間

4 照会内容の概要

マツダ株式会社が乗用車部門等に注力するため、従来製造販売してきたトラックのうち、小型トラックの一車種について、いすゞ自動車株式会社から、OEM供給を受けることとする業務提携が、独占禁止法上問題ないか否かである。

5 回答内容の概要

(1) 一定の取引分野

本件対象商品は小型トラックであることから、小型トラックの製造販売分野を一定の取引分野と画定した。

(2) 競争への影響

本件については、次の点を考慮すれば、上記(1)で画定した取引分野における競争を実質的に制限することとはならないものと判断した。

ア 本件行為後におけるいすゞの生産数量シェアは約15%・第3位となるが、同約40%、同約20%及び同約15%を有する有力な競争業者が存在すること。

イ 当事会社は、本件行為後においても、販売事業については独立して行い、互いに販売価格や取引先などについては一切関与しないとしていること。

以上から、事前相談申出書に記載された2社の行為は、独占禁止法上問題とはならない。

なお、本回答に際しての判断の基礎となった事実に変更が生じた場合その他本回答を維持することが適当でない認められる場合には、文書により本回答の全部又は一部を撤回することがある。この場合には、このような撤回をした後でなければ、本件相談の対象とされた行為について、法的措置を採ることはない。

6 担当局課名

取引部相談指導室

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年 8月25日

2 回答年月日

平成15年10月24日

照会から回答までの期間60日間
(うち補正に要した期間31日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年11月21日

回答から公表までの期間28日間

4 照会内容の概要

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の適用を受ける取引において、下請事業者に対し、親事業者が以下の行為（以下「本件行為」という。）を行うことは、下請法上問題ないか。

(1) 品質マネジメントシステム（ISO9001/2000 年度版）構築の認証（以下「本件認証」という。）を下請事業者が現在取得していない場合、3年以内に取得するよう要請すること

(2) 上記(1)の要請に応じない場合、以後の取引を停止する旨通知すること
なお、親事業者は、品質マネジメントシステム（ISO/TS16949）構築の認証受審を予定しているところ、これを取得するためには、原則として、親事業者に部品を納入するすべての事業者（下請事業者を含む。）が、既に本件認証を取得しているか、又は3年以内に本件認証を取得する計画を有することが必要とされている。

5 回答内容の概要

相談者が納入業者（下請事業者を含む）に対し、その趣旨を十分説明した上で必要な範囲内で本件認証の取得を要請すること自体は、直ちに下請法及び独占禁止法上の問題となるものではないが、要請を行うに当たっては、

(1) 下請法では、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること（以下「買いたたき」という。）は禁止されている。

下請事業者が本件認証を取得するためには相応の費用を要するものであり、当該費用を考慮することなく、従来と同種又は類似の給付に対する下請代金につき、これを従来と同等程度の金額とすることを相談者が一方的に決定する場合には、買いたたきに該当し違反となるおそれがある。

(2) 相談者が納入業者に対し優越的地位にある場合に、本件認証の取得に費用を要するため納入業者が代金の額の引上げを求めたにもかかわらず、相談者がかかる費用増を十分考慮することなく著しく低い代金を定める場合には、納入業者に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、当該行為は優越的地位の濫用に該当する。

これらの点に留意して、下請法上の買いたたき及び独占禁止法上の優越的地位の濫用の観点から問題となることのないように実施する必要がある。

6 担当局課名

取引部企業取引課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年10月28日

2 回答年月日

平成15年12月1日

照会から回答までの期間34日間
(うち補正に要した期間 0日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年12月3日

回答から公表までの期間2日間

4 照会内容の概要

本件は、ブラックボックス・ネットワークサービス株式会社からの照会である。
中国で組み立てられた後に米国に発送され、その後、日本に輸入された「インターネット/イーサネット回線用自動切換えスイッチ」と称する回線切換器（1本のインターネット回線に複数のパソコンを接続する場合、常時接続による外部からの侵入を回避するため、使用しないパソコンとの回線を切断するための機器）について、データ信号通過対応速度を向上させるため、分解し、再度組立てを行う。また、部品の一部を高性能のものとの交換することもある。当該製品については、中国原産、日本最終組立てとみなされるため、当該製品の筐体（箱）及び梱包材に「Origin: China」, 「Assemble: Japan」という内容を並列に記載したい。これは、景品表示法上問題がないか。本件機器は、複数パソコンを所有している場合に必要となることから、本製品の購入先のほとんどが法人であり、1割強が一般消費者である。

5 回答内容の概要

本件は、製造工程が複数国にまたがる製品についての原産国表示についての相談であり、「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和48年公正取引委員会告示第34号）に基づき判断する。

本件相談においては、当該製品の筐体（箱）及び梱包材に「Origin: China」, 「Assemble: Japan」という内容を並列に記載することとしている。当該表記は、英文であるものの、原産国が明示されており、また、本件機器の購入者の特性も踏まえると、直ちに、当該製品について、中国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であるとは認められないものと考えられる。

6 担当局課名

取引部消費者取引課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年 2月27日

2 回答年月日

平成15年 4月18日

照会から回答までの期間50日間
(うち補正に要した期間 2日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年 4月22日

回答から公表までの期間 4日間

4 照会内容の概要

照会者：トイザラス・バリュー・インク
日本における代表者 レイモンド・エフ・グルーバー 氏

前払式証票の規制等に関する法律第2条第1項第1号に規定する前払式証票は、証票等に記載され又は電磁的な方法により記録されている金額に応ずる対価を得て発行される証票等であると定義されているが、

照会者が発行しようとしているショッピングカード(注)は、カード番号の記載及び同番号の磁気ストライプへの記録のみで、金銭的価値情報は全く記載ないし記録されていない。

ついては、当該カードが同法第2条第1項第1号に規定する前払式証票に該当しないことから、照会者は同法第6条に規定する登録を受ける必要がないことを確認したい。

(注) ショッピングカードは、直営店及びインターネットのオンラインショッピングで購入され、購入者がその残高の範囲内で上記店舗において商品を購入できるというもの。

5 回答内容の概要

照会のあったショッピングカードについては、前払式証票の規制等に関する法律第2条第1項第1号に規定する前払式証票に該当せず、(照会者は)同法第6条に規定する登録を受ける必要はないと考える。

6 担当局課名

監督局 銀行第2課 金融会社室

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成14年11月25日

2 回答年月日

平成15年 7月 1日

照会から回答までの期間219日間
(うち補正に要した期間190日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年 7月 1日

回答から公表までの期間 0日間

4 照会内容の概要

照会者：株式会社みずほ銀行 常務執行役員 西浦三郎 氏

銀行法第12条において、銀行は固有業務、付随業務及び同法第11条の証券業務、並びに他の法律で特に許されたもの以外の業務、即ち、他業を営むことができないことが定められているところ、

照会者は、自行が経営資源（ATM画面やATM取引明細票、自行保有店舗の壁面・屋上）の余剰部分を広告媒体として他者に利用させることを計画している。

については、当該業務が他業に該当するものとして、同法第26条、27条に定められた業務の停止・免許の取り消し等の不利益処分に課されないことを確認したい。

5 回答内容の概要

照会者が、照会文書に記載された範囲において、ATMの画面・ATM取引明細票の余白部分及び自行所有店舗の壁面・屋上を広告媒体として他者に使用させることを業務として行うことは、銀行法第10条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」と認められることから、当該業務を行うことは他業の禁止を定めた同法第12条違反とはならない。従って、照会者が同法同条違反を根拠として同法第26条及び第27条に定められた不利益処分を課されることはないと考えます。

6 担当局課名

監督局 銀行第1課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年 3月26日

2 回答年月日

平成15年 7月 1日

照会から回答までの期間97日間
(うち補正に要した期間70日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年 7月 1日

回答から公表までの期間 0日間

4 照会内容の概要

照会者：株式会社三井住友銀行 執行役員 個人統括部長 岸川和久 氏

照会者は、自行が取引先の個人・法人宛に送付しているダイレクトメールを媒体として、業務提携先企業及び取引先企業の委託を受けて、当該企業のために情報提供を行う業務の開始を検討している。

については、当該業務が、銀行法第10条第2項の「その他銀行業に付随する業務」に該当し、よって、同法第12条の他業禁止規定に抵触せず、同法第26条、第27条に規定された不利益処分の対象に該当しないことを照会したい。

5 回答内容の概要

照会者が、照会文書に記載された範囲において、取引先の個人・法人宛に送付しているダイレクトメールを媒体とした他者のための情報提供を業務として行うことは、銀行法第10条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」と認められることから、当該業務を行うことは他業の禁止を定めた同法第12条違反とはならない。従って、照会者が同法同条違反を根拠として同法第26条及び第27条に定められた不利益処分を課されることはないと考える。

6 担当局課名

監督局 銀行第1課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年 3月26日

2 回答年月日

平成15年 7月 1日

照会から回答までの期間97日間
(うち補正に要した期間70日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年 7月 1日

回答から公表までの期間 0日間

4 照会内容の概要

照会者：株式会社三井住友銀行 執行役員 個人統括部長 岸川和久 氏

照会者は、自行が店舗内情報提供機器（プラズマ・ディスプレイ・パネル<PDP>、金利ボード）を媒体として、業務提携先企業及び取引先企業の委託を受けて、当該企業のために情報提供を行う業務の開始を検討している。

については、当該業務が、銀行法第10条第2項の「その他銀行業に付随する業務」に該当し、よって、同法第12条の他業禁止規定に抵触せず、同法第26条、第27条に規定された不利益処分の対象に該当しないことを照会したい。

5 回答内容の概要

照会者が、照会文書に記載された範囲において、店舗内情報提供機器を媒体とした他者のための情報提供を業務として行うことは、銀行法第10条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」と認められることから、当該業務を行うことは他業の禁止を定めた同法第12条違反とはならない。従って、照会者が同法同条違反を根拠として同法第26条及び第27条に定められた不利益処分を課されることはないと考えます。

6 担当局課名

監督局 銀行第1課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年 3月26日

2 回答年月日

平成15年 7月 1日

照会から回答までの期間97日間
(うち補正に要した期間70日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年 7月 1日

回答から公表までの期間 0日間

4 照会内容の概要

照会者：株式会社三井住友銀行 執行役員 個人統括部長 岸川和久 氏

照会者は、自行が取引先の個人・法人宛に発行している通帳・残高明細書・ステートメント・パンフレットに、業務提携先企業及び取引先企業の委託を受けて、当該企業のために情報提供を行う業務の開始を検討している。

については、当該業務が、銀行法第10条第2項の「その他銀行業に付随する業務」に該当し、よって、同法第12条の他業禁止規定に抵触せず、同法第26条、第27条に規定された不利益処分の対象に該当しないことを照会したい。

5 回答内容の概要

照会者が、照会文書に記載された範囲において、取引先の個人・法人宛に発行している通帳や残高明細書等を媒体とした他者のための情報提供を業務として行うことは、銀行法第10条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」と認められることから、当該業務を行うことは他業の禁止を定めた同法第12条違反とはならない。従って、照会者が同法同条違反を根拠として同法第26条及び第27条に定められた不利益処分を課されることはないと考えます。

6 担当局課名

監督局 銀行第1課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年11月 7日

2 回答年月日

平成15年12月 4日

照会から回答までの期間28日間
(うち補正に要した期間 0日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年12月 4日

回答から公表までの期間 0日間

4 照会内容の概要

照会者：関西商品取引所 理事長 岩村信 氏

当所は、商品取引所法に基づき農林水産大臣から許可を受けた法人であるが、取引所の取扱商品の拡大を図ることを目的として、金融先物取引法に定める通貨等の取引を行うため、金融先物取引所設立の免許申請を行うことは可能か。

5 回答内容の概要

金融先物取引法は、第9条により金融先物取引所の業務を制限しているため、照会者が兼業を目的として金融先物取引所の免許を取得することはできない。

6 担当局課名

総務企画局 市場課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年12月24日

2 回答年月日

平成16年 1月16日

照会から回答までの期間23日間

(うち補正に要した期間 日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年 1月27日

回答から公表までの期間11日間

4 照会内容の概要

照会者 山下大樹

有限責任中間法人が行う研修事業が出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の6号の特例を定める件（平成2年法務省告示第247号）で定められた特例を受ける場合に該当するか否か（照会者は対象法令として出入国管理及び難民認定法第19条第2項に係る照会としているが、照会内容は同法第9条第1項の「第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合」の適用に係る照会と考えられる）。

5 回答内容の概要

実務研修を含む研修を受けようとする外国人研修生（以下単に「研修生」という。）の受入れ機関と研修生の派遣機関との関係については、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」の研修の在留資格に係る基準の6号において、一定の取引関係等が必要である旨定めており、その特例について、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の6号の特例を定める件」（以下「特例告示」という。）で定めている。

特例告示の特例を受ける研修生は、公益法人、商工会議所等が事業として行うものに限定されており、中間法人法に基づく有限責任中間法人が事業として行う研修を受けることは特例告示に掲げる場合のいずれにも該当しない。

6 担当局課名

法務省入国管理局参事官室

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年3月18日

2 回答年月日

平成15年6月20日

照会から回答までの期間94日間
(うち補正に要した期間0日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年7月18日

回答から公表までの期間28日間

4 照会内容の概要

フェイスペイティングをテーマパーク内で来場者を対象に行うことは、もっぱら本人が、楽しみ又は変装を目的として、映画のキャラクターの顔等を顔面に描くものであり、他人に見せることを目的とする美容師法（昭和32年法律第163号）第2条にいう「容姿を美しくする」ものではない。

なお、絵を描くに当たっては、外国で製造され日本に輸入され、パーティグッズ等として我が国においても一般に市販されている化粧品に分類されていない水性の顔料を使用し、ノンバクテリア石鹼で洗浄した筆・スポンジにより顔に簡単に付着させるもので、それにより付着したペイントは水洗いにより容易に落とすことができるほか、そのままでも1日程度で自然に落ちるものである。

5 回答内容の概要

テーマパーク内において、その来場者を対象に、本人がもっぱら「楽しみ又は変装」の目的で行うとしているが、美容師法第2条第1項にいう「化粧等の方法により、容姿を美しくする」行為は、他人に見せるという目的も含んでいるところ、本件行為は成分的に化粧品と変わらぬものでよそおい、他人に見せて楽しむものであり、客観的に「化粧等の方法により、容姿を美しくする」との区別はできない。

技術面においても、パーティーメイク等様々なメイクを既に美容業として行っており、本件行為をこれと明確に区別することは困難である。

また、業の形態もテーマパーク内とはいえ、そのよそおう行為自体を反復継続して行うものであるため、当該行為の目的及び形態から、美容師法第6条にいう「美容を業」とするとの範囲に含まれると解する。

以上の理由により、照会のあった行為については、照会の対象となった法令の条項の適用の対象となると回答する。

6 担当局課名

健康局生活衛生課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年1月13日

2 回答年月日

平成16年1月20日

照会から回答までの期間7日間

(うち補正に要した期間0日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年2月3日

回答から公表までの期間14日間

4 照会内容の概要

刈り込みに併せて、色やウエーブ等の加工を施した人毛や人工毛の束を毛髪につけ、容姿を整える行為が、理容師法(昭和22年法律第234号)第1条の2第1項にいう「理容」に該当するか否か。

5 回答内容の概要

理容師法第1条の2第1項において、「理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう」とされているところ、本件行為は、あくまでも容姿を整えることを目的として、頭髪の刈り込みと併せて行うものであるため、同条にいう「理容」に該当するものとする。

6 担当局課名

健康局生活衛生課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案	
1 照会年月日	平成15年7月24日
2 回答年月日	平成15年8月12日 照会から回答までの期間19日間 (うち補正に要した期間0日間)
3 照会・回答内容の公表年月日	平成15年9月11日 回答から公表までの期間30日間
4 照会内容の概要	<p>1. 照会者 有限会社エス・ディ・エス総合研究所</p> <p>2. 法令等 貨物自動車運送事業法</p> <p>3. 具体的な照会内容</p> <p>産業廃棄物の収集運搬業(積み替え保管を含む。)を現有の車両1台を用いて有償で行う。ただし、中間処理施設及び最終処分施設は保有していないが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物自動車運送事業法に基づく不利益処分の適用の可能性はあるか。 ・ 貨物自動車運送事業法に基づく許認可、届出、登録、確認等を受ける必要があるか。また、許認可、届出、登録、確認等を受けない場合、罰則の対象となるか。
5 回答内容の概要	<p>1. 結論 照会のあった事実については、照会法令の適用対象となる。</p> <p>2. 根拠等</p> <p>貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。</p> <p>ただし、このような行為であっても、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包括しているものと認められ、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととしている。</p> <p>廃棄物の運送についての現在の取扱いは、廃棄物処理業者が自ら処理施設を保有し処理まで行うものであるかどうかにより許可等の必要性の有無を判断しているところである。</p> <p>照会者から提示のあった行為は、「当社請負事業で発生する産業廃棄物を元請の需要で、収集運搬費用を徴収して、有償で自社車両を用いて運搬予定である」こと、また、「中間処理施設及び最終処分施設はありません」という事実から、産業廃棄物収集運搬業の許可の有無にかかわらず、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する」ことに該当し、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要であると判断される。</p> <p>また、上記許可等を取得せず貨物自動車運送事業を営んだ場合には、貨物自動車運送事業法第3条違反により、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定(貨物自動車運送事業法第71条)されているほか、自家用自動車を使用する者に対する行政処分として、自家用自動車を使用制限又は禁止(道路運送法第81条)することができることとなっている。</p>
6 担当局課名	自動車交通局貨物課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年8月20日

2 回答年月日

平成15年9月18日

照会から回答までの期間29日間

(うち補正に要した期間0日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年10月16日

回答から公表までの期間28日間

4 照会内容の概要

1. 照会者 有限会社エス・ディ・エス総合研究所

2. 法令等 貨物自動車運送事業法第3条及び第6条

3. 具体的な照会内容

産業廃棄物の収集運搬業（積み替え保管を含む。）を現有の車両1台を用いて有償で行う。ただし、中間処理施設及び最終処分施設は保有していないが、貨物自動車運送事業法第3条の許可申請を行った場合、同法第6条に定める許可基準に合致するか。

(次葉に続く)

5 回答内容の概要

1. 結論

照会のあった事実について、貨物自動車運送事業法第三条の許可が必要であり、照会法令の対象となることは、平成15年8月12日に回答したとおりである。また、貨物自動車運送事業法第6条の基準に合致することの確認については、照会者から提示のあった行為から判断すると、許可の基準に適合しないと認められる。

2. 根拠等

貨物自動車運送事業法第6条は同法第3条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同法第3条の許可をしてはならないと規定されている。

次に掲げる基準は以下のとおりである。

- 一 その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- 四 特別積合せ貨物運送に係るものにあつては、事業場における必要な積卸施設の保有及び管理、事業用自動車の運転者の乗務の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送を安全かつ確実に実施するため特に必要となる事項に関し適切な計画を有するものであること。

さらに、これらの基準の詳細については、許可権限を有する各地方運輸局長が公示している「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」（以下「公示基準」という。）において定められている。

公示基準においては、営業所、最低車両台数、事業用自動車、車庫、休憩・睡眠施設、運行管理体制、資金計画、法令遵守、損害賠償能力及び許可に付す条件等の審査項目についての具体的な基準が掲げられているものである。

照会者から提示のあった行為は、「産業廃棄物の収集運搬業（積み替え保管を含む）を現有の車両1台を用いて有償で運搬いたします。」という事実から、公示基準の最低車両台数※を満たしていないものであり、貨物自動車運送事業法第6条の許可の基準に適合しないものと認められるものである。

※ 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」における「1. 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送を除く。）の許可」中、「(2) 最低車両台数」（抜すい）

(2) 最低車両台数

- ① 営業所ごとに配置する事業用自動車の数は種別（貨物自動車運送事業法施行規則第2条で定める種別）ごとに5両以上とすること。
- ② 計画する事業用自動車（以下「計画車両」という。）にけん引車＋被けん引車を含む場合の最低車両台数の算定方法は、けん引車＋被けん引車を1両と算定すること。
- ③ 霊きゆう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業については、①に拘束されないものであること。

6 担当局課名

自動車交通局貨物課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年 7月23日

2 回答年月日

平成15年10月28日

照会から回答までの期間97日間
(うち補正に要した期間55日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年10月30日

回答から公表までの期間 2日間

4 照会内容の概要

1. 照会者 株式会社アルティア
2. 法令等 道路運送車両の保安基準第42条
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第30条第2～11項
その他の灯火等の制限に関する法規適合性の確認
3. 具体的な照会内容
車両のフロントバンパー等を後加工し、LED 青色発光灯体を以下の 1) 2) のレイアウトで取り付ける用品を検討しており、当該行為に法令がどのように適用されるか。
 - 1) 前部霧灯外周近辺
前部霧灯のレンズ前に LED 灯体を取付……前部霧灯の中にLED灯体を設置するのではなく、前部霧灯付近の車両バンパーにLED灯体を取り付ける。前部霧灯を加工することはない。
 - 2) フロントバンパーの開口部
フロントバンパーの開口部にLED灯体を取付ける。

(次葉に続く)

5 回答内容の概要

1. 結論

照会のあった事実については、照会法令の適用対象は以下のとおりとなる。

- ① 道路運送車両の保安基準第 42 条に基づく道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「細目告示」という。）第 30 条第 2 項から第 7 項、第 9 項及び第 11 項は適用の対象とならない。
- ② 細目告示第 30 条第 8 項及び第 10 項は適用対象となる。

2. 根拠等

- ① 細目告示第 30 条第 2 項は、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色の灯火で照明部の上縁が 2.5m 以下のもの又は灯光の色が赤色の灯火について規定しているものである。前方に表示する灯火で、かつ、灯光の色が青色の場合にあっては、当該条項の適用対象とならない。
- ② 細目告示第 30 条第 3 項は、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が白色の灯火について規定しているものである。前方に表示する灯火で、かつ、灯光の色が青色の場合にあっては、当該条項の適用対象とならない。
- ③ 細目告示第 30 条第 4 項、第 5 項は、自動車の前面ガラスの上方に備える灯火について規定しているものである。前面ガラスより下方に備える場合にあっては、当該条項の適用対象とならない。
- ④ 細目告示第 30 条第 6 項は、点滅する灯火または光度が増減する灯火について規定しているものである。点滅又は光度が増減する灯火でない場合にあっては、当該条項の適用対象とならない。
- ⑤ 細目告示第 30 条第 7 項は、反射器及び反射物について規定しているものである。反射器及び反射物でない場合には、当該条項の適用対象とならない。
- ⑥ 細目告示第 30 条第 8 項は、自動車に備える灯火の直射光又は反射光が、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げることを防止する規定である。当該 1) の灯火については、光度が 300cd 以下の照明で、かつ、前部霧灯のリフレクターによる反射光が下向きある場合、また、当該 2) の灯火については、光度が 300cd 以下の間接照明で、かつ、灯火から照射される方向が当該自動車の前方から後方であり、照射される方向に備えられる自動車部品（フロントグリル及びラジエータ等）が反射物でない場合であって、直射光又は反射光がその自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないものにあっては、当該条項に適合しているものと判断される。
- ⑦ 細目告示第 30 条第 9 項は、同条第 2 項第 1 号から第 2 号の 2 まで及び第 7 号に掲げる灯火について規定しているものである。①により同条第 2 項の規定の適用対象とならない場合にあっては、当該条項の適用対象とならない。
- ⑧ 細目告示第 30 条第 10 項は、当該条項で定める灯火以外の灯火について光度を規定しているものである。光度が 300cd 以下である場合にあっては、当該条項に適合するものと判断される。
- ⑨ 細目告示第 30 条第 11 項は、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示する灯火についての規定である。火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示する灯火でない場合にあっては、当該条項の適用対象とならない。

6 担当局課名

自動車交通局技術安全部技術企画課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年 8月28日

2 回答年月日

平成15年12月 3日

照会から回答までの期間98日間
(うち補正に要した期間 日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年12月 5日

回答から公表までの期間 2日間

4 照会内容の概要

1. 照会者 チェロキーモーターズ株式会社
2. 法令等 道路運送車両法第44条第6項
道路運送車両の保安基準第62条第5項
3. 具体的な照会内容

原動機付自転車のカテゴリにおける電気自動車の開発においては、車両枠が小さく、バッテリーは一定容量しか搭載できない。したがって、走行距離をできるだけ延ばすためには、走行目的で使うモーター駆動で消費する電気以外の電気の消費を少なくすることが求められている(たとえば、前照灯の点灯をできるだけ少なくしたい)。

保安基準第62条第5項においては、「前照灯は、原動機が作動している場合に常に点灯している構造であること。」とされていることから、電気自動車の原動機はモーターに相当し、「作動している」とは走行状態なので、このとき点灯していれば良いと考え、アイドル状態では点灯させない構造とすることができるか。

(次葉に続く)

5 回答内容の概要

1. 結論

照会のあった事実については、照会法令の適用対象は以下のとおりとなる。

- ① 道路運送車両法第 44 条第 1 項第 6 号は適用対象となる。
- ② 道路運送車両の保安基準第 62 条に基づく道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「細目告示」という。）第 244 条第 2 項第 3 号は適用対象となる。

2. 根拠等

- ① 道路運送車両法第 44 条第 1 項第 6 号は、原動機付自転車に関し、前照灯、番号灯、尾灯、制動灯及び後部反射器について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止上の技術基準に適合していなければ運行の用に供してはならないことを規定しているものである。モーターを原動機とする当該原動機付自転車に備える前照灯は、当該条項の適用対象となる。
- ② 細目告示第 244 条第 2 項第 3 号は、原動機付自転車に備える前照灯について、原動機が作動している場合には常時点灯しているべきことを規定しているものである。モーターを原動機とする当該原動機付自転車に備え付けた前照灯は、当該条項の適用となる。なお、モーターへ通電されている状態で、前照灯が点灯していない場合は、当該条項に適合していない。

6 担当局課名

自動車交通局技術安全部技術企画課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年 1月21日

2 回答年月日

平成16年 2月17日

照会から回答までの期間28日間
(うち補正に要した期間 日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年 2月17日

回答から公表までの期間 0日間

4 照会内容の概要

1. 照会者 社団法人日本自動車工業会流通委員会宣伝分科会分科会長土橋代幸
2. 法令等 道路運送車両法第2条第5項及び第6項(定義)、第4条(登録の一般的効力)、第11条第1項(自動車登録番号標の封印等)、第19条(自動車登録番号標の表示の義務)
3. 具体的な照会内容
登録前の車両(新型車等)を主にコマーシャルフィルム撮影を目的に1)2)の条件下において走行させる場合に、上記法令の適用対象となるか。
 - 1) 路交通法第77条に基づき、所轄警察署から撮影場所(道路)の道路使用許可を受けていること
 - 2) コマーシャルフィルム撮影時には許可を受けた当該区間の他の交通を遮断すること
(遮断の方法)
ガードマン、誘導員を配置し、撮影の走行区間への他の車両、人間の通行止めを行う。

5 回答内容の概要

1. 結論 照会のあった事実については、照会法令の適用対象とならない
2. 根拠等
一般交通の用に供さない場所における自動車の走行については、道路運送車両法の適用を受けないものとして取り扱っている。
したがって、警察署から道路の使用許可を受け、当該区間でコマーシャルフィルム撮影等を行う場合の自動車の走行についても他の交通を遮断して行われるため道路運送車両法の適用がなく登録やナンバープレートの表示が不要であると考えられる。

6 担当局課名

自動車交通局技術安全部管理課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年 1月16日

2 回答年月日

平成16年 2月26日

照会から回答までの期間40日間
(うち補正に要した期間 日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年 3月 1日

回答から公表までの期間 4日間

4 照会内容の概要

1. 照会者 株式会社アルティア
2. 法令等 道路運送車両の保安基準第43条 第5項 「盗難発生警報装置」及び別添63 「盗難発生警報装置の技術基準」
3. 具体的な照会内容
上記法令等は、ディーラーオプション部品およびカーショップなどで販売している市販品としての盗難発生警報装置へは適用されるのか。

5 回答内容の概要

1. 結論 照会のあった事実については、照会法令の適用対象となる。
2. 根拠等
道路運送車両の保安基準第43条の5 第2項は「道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」第51条により、平成18年7月1日以降に製作された自動車に対して適用となる。これは、自動車メーカーが盗難発生装置を車両標準装備として設定される際にも、ディーラーオプション部品及びカーショップなどで販売している市販品としての盗難発生警報装置が装着されている自動車に対しても適用となるものである。

6 担当局課名

自動車交通局技術安全部技術企画課 国際業務室

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年12月16日

2 回答年月日

平成15年12月25日

照会から回答までの期間 9日間
(うち補正に要した期間 日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年 4月 9日

回答から公表までの期間 105日間

4 照会内容の概要

1. 照会者 有限会社アレルギーヘルスケア
2. 法令等 宅地建物取引業法第2条第2号
3. 具体的な照会内容
照会者が行う他社販売の物件のモデルルームの紹介及び見学申込みの募集・受付けは、上記法令に定義する宅地建物取引業に該当するか。

5 回答内容の概要

1. 結論 該当しない。
2. 根拠等
照会者が行う行為は、売買契約の成立に尽力しているとは認められず、宅地建物取引業に該当しない。

6 担当局課名

総合政策局不動産課